

ご注意ください！

この後見申立てセットは，大阪家庭裁判所本庁に，成年後見等開始の申立てをされる方にご利用をお願いしております。

成年後見等の手続きの申立には，本人の住所地によって，その申立てを担当できる裁判所が決まっています（管轄）。

管轄のない裁判所に申立てをすることはできませんので，ご注意ください。

大阪家庭裁判所本庁の管轄（電話06-6943-5321）

大阪市内 池田市 箕面市 豊能町 能勢町 豊中市 吹田市 摂津市
茨木市 高槻市 島本町 東大阪市 八尾市 枚方市 守口市
寝屋川市 大東市 門真市 四条畷市 交野市

大阪家庭裁判所堺支部（電話072-223-7001）

堺市 高石市 大阪狭山市 富田林市 河内長野市 河南町 太子町
千早赤阪村 羽曳野市 松原市 柏原市 藤井寺市 美原町

大阪家庭裁判所岸和田支部（電話0724-41-2400）

岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 忠岡町 泉佐野市 泉南市
阪南市 熊取町 田尻町 岬町

大阪以外に，本人の住居地がある場合は，本人の住居地を管轄する家庭裁判所の管轄となりますので，当該家庭裁判所までお問い合わせください。